

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりいちき串木野市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年2月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー串木野店

いちき串木野市旭町60番外3筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年9月14日

3 意見の概要

特に支障はないものと判断するが、駐車場（①及び③）出入口付近については三叉路となっており、通行量が時間帯によって多いため、十分な交通安全対策を行うこと。また、施設周辺は住宅地となっていることから、騒音規制法に基づく規制基準を遵守し、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことのないように配慮すること。